



鳥取県公報

令和5年6月1日(木)
号外第52号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **病院局管理規程** 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(4)(総務課)・・・2

病院局管理規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年6月1日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

鳥取県病院局管理規程第4号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～3 略 4 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき <u>1,500円</u> とする。	附 則 1～3 略 4 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき <u>3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他管理者がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）</u> とする。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。